

## 在留カード及び特別永住者証明書の氏名の漢字表記について（意見募集）

平成23年10月31日  
法 務 省

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）において、出入国管理及び難民認定法等の改正が行われました。

法務省入国管理局では、現在、これらの新たな制度に円滑に移行できるよう準備を進めており、施行後に、中長期間在留する外国人の方に交付されることとなる在留カードや、特別永住者の方に交付されることとなる特別永住者証明書の仕様について、昨年6月に意見公募手続により意見募集を行いました。このうち、在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）の氏名表記については、昨年6月の意見募集において、①アルファベットによる氏名の表記を原則としつつ、漢字（正字）の併記を可能とする、②簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって日本の正字でないものをいう。）については、正字に置き換えて在留カード等の券面に表記する、等の仕様としておりました。

上記①及び②について、今般、在留カード等に漢字氏名を表記するに当たり、簡体字等を正字に置換する場合の基本的考え方についての案を作成いたしました。つきましては、本件について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします（意見募集の趣旨については、「簡体字等を正字に置換する場合の基本的考え方（案）」を御覧ください。）。

なお、本件については、今後、本案及びいただいた御意見を踏まえつつ、法務省告示を作成することを予定しています。

### 意見公募要領

#### 1 意見公募期間

平成23年10月31日（月）～平成23年11月30日（水）18時15分（必着）

#### 2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

##### ○ 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省入国管理局登録管理官室 あて

※ 封筒に赤字で「パブリックコメントについて」と記載してください。

- 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス：nyukan73@moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメントについて」としてください。

- ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3592)7093

法務省入国管理局登録管理官室 あて

※ 冒頭に件名として「パブリックコメントについて」と記載してください。  
また、誤送信が生じないよう御留意ください。

### 3 意見の提出上の注意

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

- お寄せいただいた御意見について個別の回答はいたしかねます。

- また、御意見の概要は原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見の概要の公表に際して匿名を希望される方は、その旨を書き添えてください。

### 4 参考情報

- 在留カード及び特別永住者証明書の仕様について（意見募集）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300130040&Mode=0>

- 在留カード及び特別永住者証明書の仕様に関する意見募集の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300130040&Mode=2>

- 総務省「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/daityo\\_ikou/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/daityo_ikou/index.html)